

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第71号

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「林業従事者等」とは、次に掲げる者（県内に住所又は事務所若しくは事務所を有しない者にあつては、知事が特に必要と認めた者に限る。）をいう。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）<u>第12条第1項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）</u>であつて、前各号に掲げる者（県内に住所又は事務所若しくは事務所を有する者に限る。第8条において「県内林業従事者」という。）が実施する林業・木材産業改善措置を支援するため当該認定中小企業者又は当該認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第4条第2項第2号ロに掲げる措置を行う<u>もの</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「林業従事者等」とは、次に掲げる者（県内に住所又は事務所若しくは事務所を有しない者にあつては、知事が特に必要と認めた者に限る。）をいう。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）<u>第11条第1項の認定中小企業者（前各号に掲げる者（県内に住所又は事務所若しくは事務所を有する者に限る。第8条において「県内林業従事者」という。）が実施する林業・木材産業改善措置を支援するため当該認定中小企業者又は当該認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農商工等連携促進法第4条第2項第2号ロに掲げる措置を行う場合に限る。以下「認定中小企業者」という。）</u></p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。